

作成日 2023 年 9 月 1 日
(最終更新日 2023 年 9 月 7 日)

「情報公開文書」 (Web ページ掲載用)

受付番号 : 2023-1-489

課題名 : 東日本大震災の災害関連死に関する疫学研究

1. 研究の対象

2011 年 3 月 11 日の東日本大震災後に宮城県の被災自治体 (仙台市、石巻市、多賀城市、気仙沼市、名取市、岩沼市、山元町、亘理町、登米市、栗原市、大崎市、富谷市、松島町、七ヶ浜町、利府町、美里町、南三陸町) において災害関連死と認定された方

2. 研究期間

2023 年 9 月 (研究実施許可日) ~2028 年 3 月

3. 試料・情報の利用及び提供を開始する予定日

東北大学災害科学国際研究所で試料・情報の利用を開始する予定日及び外部への提供を開始する予定日は以下の通りです。

利用開始予定日 : 2023 年 11 月 1 日

提供開始予定日 : 該当なし

4. 研究目的

東日本大震災の災害関連死に関する匿名化資料を用いて、災害関連死に至る健康上の経過の解析を行い、災害関連死を予防する為の医療介入の在り方を明らかにすることを目的としています。

5. 研究方法

宮城県内の被災自治体および代理審査を行った宮城県に対して情報公開請求を行って得られた災害関連死と認定された方の資料 (自治体により氏名等の特定の個人を識別することができる情報を除外する加工がなされたもの) 775 名分を用いて、死亡時期、死亡原因などの集計、死亡までの経過の解析などの量的・質的解析を行います。

6. 研究に用いる試料・情報の種類

東日本大震災に係る災害弔慰金等支給審査会における支給認定者に関する、亡くなるまでの経緯等を記した事案調書、診断書、医師の意見書、その他関連を証明するために提出された資料で、氏名等の特定の個人を識別することができる情報を除外する加工が施されたもの。

7. 外部への試料・情報の提供

該当なし

8. 研究組織

本学単独研究

9. 利益相反 (企業等との利害関係) について

災害科学国際研究所では、研究責任者のグループが公正性を保つことを目的に、情報公開文書において企業等との利害関係の開示を行っています。

使用する研究費は運営交付金です。

外部との経済的な利益関係等によって、研究で必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれる、または損なわれるのではないかと第三者から懸念が表明されかねない事態を「利益相反」と言います。

本研究は、研究責任者のグループにより公正に行われます。本研究の利害関係については、現在のところありません。今後生じた場合には、所属機関において利益相反の管理を受けたいと研究を継続し、本研究の企業等との利害関係について公正性を保ちます。

この研究の結果により特許権等が生じた場合は、その帰属先は研究機関及び研究者等になります。あなたには帰属しません。

10. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

本学における照会：

担当者の所属・氏名：東北大学 災害科学国際研究所 災害医療国際協力学分野
教授 江川新一

住所：仙台市青葉区荒巻字青葉 468-1

連絡先：022-752-2058

egawas2@irides.tohoku.ac.jp

研究責任者：東北大学 災害科学国際研究所 災害医療国際協力学分野
教授 江川新一

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

- 1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

- 2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口へ提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合